## Accounting Standards Board of Japan (ASBJ)

Fukoku Seimei Building 20F, 2-2, Uchisaiwaicho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0011, Japan Phone +81-3-5510-2737 Facsimile +81-3-5510-2717 URL http://www.asb.or.jp/



国際会計基準審議会 30 Cannon Street London EC4M 6XH United Kingdom

# 公開草案「財務報告の概念フレームワーク改訂案 第1章 財務報告の目的及び第2章 意思決 定に有用な財務報告情報の質的特性及び制約条件」に対するコメント

我々は、概念フレームワーク・プロジェクトに関する国際会計基準審議会(IASB)の長年の努力に敬意を表するとともに、公開草案(ED)「財務報告の概念フレームワーク改訂案 第1章 財務報告の目的及び第2章 意思決定に有用な財務報告情報の質的特性及び制約条件」に対するコメントの機会を歓迎する。以下のコメントは、企業会計基準委員会(ASBJ)の中に設けられた基本概念ワーキング・グループによって検討され、ASBJがその内容を承認したものである。

我々のコメントが今後のIASBの議論に貢献することを希望する。

万代勝信 企業会計基準委員会 委員 基本概念ワーキング・グループ長

## 公開草案

「財務報告の概念フレームワーク改訂案 第1章 財務報告の目的 及び第2章 意思決定に有用な財務報告情報の質的特性及び制約条 件」に対するコメント

- I 概念フレームワークの改訂作業の進め方に関して
- 1. 既存の概念フレームワークとの置き換えは、概念フレームワーク全体の体系的な見直 しが完了した段階で行うべきである。

現在、多くの会計基準設定主体は、それぞれの概念フレームワークを有している。それは、かつてのピースミールアプローチによる基準設定の問題点が認識されたからに他ならない。整合性のとれた概念フレームワークをアンカーとし、そこから概念的に首尾一貫した会計基準を導くことが概念フレームワークに期待された役割の一つであった。

そのためには、まず概念フレームワーク自体が整合性のとれた会計の基礎概念の体系を明文化したものであることが必要である。しかし、現在行われている概念フレームワークの改訂作業をみると、全体像が明らかになっていない中で、フェーズごとに部分的に結論を出そうとしており、そのように部分的に出した結論が、最終的にどのような体系に結びつくかは明らかになっていない。また、現在予定されているように、フェーズごとに部分的にフレームワークを完成させ、そのつど断片的に既存の概念フレームワークと置き換えていくとすると、概念フレームワークの体系の中に、現行の概念フレームワークの一部と改訂された概念フレームワークの一部とが混在することになり、全体としての整合性は欠如するであろう。したがって、既存の概念フレームワークとの置き換えは、概念フレームワーク全体の体系的な見直しが完了した段階で行うべきである。

2. 概念フレームワークの見直しを伴う個別の会計基準の改訂作業については、概念フレームワークそのものの改訂作業と十分連携を図るべきである。

その他、概念フレームワークの改訂作業と、個別の会計基準の改訂作業との関係についても付言しておきたい。現在行われている個別の会計基準の改訂作業の中には、概念フレームワークの見直しを伴うものが含まれている(例、金融商品に係る負債と資本の区分)。 改訂の方向性に齟齬を来さないように、個別の会計基準の改訂作業は、概念フレームワークそのものの改訂作業と十分連携を図る必要がある。

### Ⅱ 「財務報告の目的」に関して

### (1) 焦点を合わせる利用者の拡張と情報の有用性

3. 焦点を合わせる利用者についての基本的なスタンスを変更するのであれば、その必要性について、現行フレームワークで生じる不都合と、提案されている変更で期待できる 改善内容の両面から明確に説明すべきである。

公開草案 「財務報告の概念フレームワーク改訂案」(以下、ED)では、一般目的財務報告の目的は、現在ならびに潜在的な持分投資者、貸付者およびその他の債権者が、資本提供者としての資格において意思決定する際に有用な報告企業に関する財務情報を提供することにある(0B2)、とされている。したがって、一般目的財務報告で提供される情報は、利用者である現在ならびに潜在的な持分投資者、貸付者およびその他の債権者が共通して必要としている情報ということになる。しかし、必要な情報は利用者により異なるはずである。EDの 0B6 でも、それぞれの利用者が必要としている情報が示されている。

現行の IASB の「財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク」(以下、IASB FW) IASB FW では、リスク資本の提供者である投資者のニーズに応えることに焦点を合わせることによって、結果としてその他の利用者のニーズに広く応えることができるとの認識に立っている(IASB FW para. 10)。しかし、今回提案された ED においては、幅広いユーザーのニーズに応えることを目的として掲げるとともに(OB4)、リスク資本の提供者である投資者を含め、特定のグループのニーズに焦点を合わせることについては否定しているように、基本的なスタンスが変更されている。このような根本的なスタンスの変更を行うためには、現行の IASB FW に関してどのような不都合があり、今回の改訂によりどのような改善が期待できるのかについて、明確に説明する必要がある。

4. 焦点を合わせる利用者を拡張し、彼らに共通して必要な公約数としての情報を提供すれば、提供される情報量は減少する。最終的なリスクを負担し、それゆえ最も多くの情報を必要とする株主に焦点を合わせることにより、それ以外の利用者の要求も基本的には満たされる。

一般的にいえば、情報の利用者を拡張し、すべてのクラスの利用者に共通して必要な公約数としての情報を提供することになると、それだけ提供される情報量は減少し、それぞれのクラスの利用者にとっての情報の有用性は低下せざるを得ない。そうなれば、一般目的財務報告が提供する情報は、どのクラスの利用者にとってもそれだけでは意思決定情報としては不十分なものとなる。EDでは、あるクラスの利用者にとって有用な情報を補足的に提供することも妨げないとされているものの、それは結局のところ、一般目的財務報告が提供する情報量の減少を補足情報により補っているに過ぎない。

債権者と株主とは、同じく資本提供者ではあっても、彼等のペイオフは当然異なり、それゆえに必要とする情報も異なるはずである。資本提供者の中で、最終的なリスクを負担する株主は最も多くの情報を必要としており、彼等が必要とする情報を提供することによ

り、それ以外の利用者の要求は基本的に満たされると考える。最も多くの情報を必要としている株主の情報ニーズを満たした上で、なお不足する債権者固有の情報ニーズがあれば、その部分について追加的に開示を求めることとすべきである。それにより、各クラスの資金提供者のニーズを、最大限に満たすことが可能となるのである。

### (2)企業主体観を採用することとした論拠についての論理的な誤り

# 5. 焦点を合わせる利用者を拡張することと、会計主体観を結びつけて論じることは誤りである。

会計主体観(accounting point of view)は誰の立場から会計をみるか、すなわち誰の観点から財務諸表を作成するかという問題であり、利用者の立場を問題にしているのではない。所有主観は、所有主の観点から財務諸表を作成するものであり、企業主体観は、企業の観点から財務諸表を作成するものである。したがって、焦点を合わせる利用者を投資者(リスク資本の提供者)(IASB FW para.10)からすべての資本提供者に拡張することと、財務諸表を誰の観点から作成するか(会計主体観)とは全く論理的な関係がなく、これを結びつけて論じること(OB5)は、そもそも誤りである。

#### 6. 企業実体の公準から、特定の会計主体観を導くのは誤りである。

学界で広く認められている会計公準の1つに、企業を所有主(株主)から独立した存在として捉える企業実体の公準がある。この公準も、会計主体観とは全く関わりはない。つまり、所有主観であれ、企業主体観であれ、企業実体の公準については当然の前提とされているのである。この点についても、ED は企業実体の公準と会計主体観とを混同する誤りを犯している(BC1.12-1.15)。

#### (3)企業主体観を持ち出す意義と弊害

# 7. 貸借対照表の貸方を最終的に負債と資本に区分するのであれば、企業主体観を持ち出す意味はない。

EDでは、一般目的財務報告の目的は、現在ならびに潜在的な持分投資者、貸付者およびその他の債権者が、資本提供者として彼らの資格において意思決定する際に有用な報告企業に関する財務情報を提供することにある(OB2)、とされている。そこでは、資本提供者として負債と資本の同質性が強調されており、両者を併せて資産に対する請求権として捉えられている(OB6)。

しかし、他方では、請求権を負債と資本に区分することが暗示されている(OB15、構成要素の定義のフェーズでの議論)。最終的に請求権を負債と資本に区分するのであれば、企業主体観を持ち出すことは混乱を招くだけであり、意味はない。

8. 構成要素の定義のあり方に大きな影響を及ぼす企業主体観の採用を、構成要素のあるべき定義の検討と無関係に決めてしまうことには弊害がある。

会計主体観は、所有主観であれ、企業主体観であれ、本来、その中に構成要素の定義を 内包した概念であり、それぞれの概念から会計処理も論理的に導かれることになる。ここ では、仮に、このように学界で広く共有されている本来の企業主体観を採った場合に生ず る問題点を指摘しておきたい。

企業主体観においては負債と資本がともに請求権であるという点で同質であって、これが、資産に対置されることになる。企業主体観の下においては、負債と資本の違いはせいぜいリスク負担の程度の違いに過ぎず、負債と資本を区別しなければならない必然性はないことになる。財務諸表の目的のフェーズにおいて企業主体観を採ることは、そのこと自体が財務諸表の構成要素の定義に影響することになる。この点を考慮することなく、焦点を当てる財務諸表の利用者を拡張したついでに企業主体観を採るならば、財務報告の目的と構成要素の定義との間に概念上の不整合を招来する可能性がある。

9. 企業主体観は、現行の資産負債アプローチと相容れず、その採用により現在行われている会計処理に様々な影響が出る可能性がある。そのような影響を考慮することなく、企業主体観の採用を決定すべきではない。

資産と負債とがそれぞれ独立して認識される資産負債アプローチと異なり、企業主体観の下では、請求権(0B15では、さらに負債と資本に区分することが想定されている。)は、資産に依存している。経済的資源である資産の方は独立に決定されるが、請求権は資産に対置されるのであって、請求権自体が資産と無関係に決まってくるのではない。この点が資産負債アプローチと企業主体観とで大きく異なる点である。

したがって、資産除去債務のように、将来の経済的便益の犠牲がまず認識され、それに 対応する資産を計上するような項目については貸借対照表に計上する論拠を失うことにな る。このように、企業主体観においては請求権(やその一部である負債)が経済的資源た る資産と独立に決定され得ないので、現行の資産負債アプローチによる場合よりも、計上 される負債の範囲が縮小する可能性がある。

さらに、企業主体観を採るならば、利益は請求権の変動(資本提供者との直接的な取引による変動を除く)として定義されるはずであるが、資産総額に変動がなく、したがって請求権の総額に変動がない場合には、たとえ、現状で損益が認識されるような貸借対照表の貸方内で振替えが行われる取引が行われても、もはや論理的には会計上、損益を認識することはできなくなる。

# (4) 連結財務諸表はグループ報告企業の観点から作成すべきであるとの予備的見解について

#### 10. 連結財務諸表は親会社株主の観点から作成すべきである1。

は、彼等の意思決定を行う上での関連性は薄い。

討議資料「財務報告の概念フレームワーク改訂案に関する予備的見解 報告企業」(以下、DP)の(Q8)では、「連結財務諸表は、親会社株主の観点からではなく、グループ報告企業の観点から表示すべきだという点に同意するか、同意しない場合、その理由は何か」が問われている。

我々は、この予備的見解に同意しない。その理由は、以下の通りである。

EDの第1章「財務報告の目的」では、企業主体観を採用し、企業の観点から財務諸表を作成すべきであると述べている。DPでは、この企業主体観の考え方をグループ報告企業にあてはめ、グループ報告企業の観点から連結財務諸表を作成すべきことが提案されている。しかし、企業主体観を採用することに問題があることについては、前述のとおりである。さらに、グループ報告企業の資本提供者には、親会社株主の他に、子会社の債権者や株主が含まれている。確かに、財務報告の目的には、彼らに対しても、資本提供者としての資格において意思決定する上で有用な財務情報を提供することが含まれている。しかし、彼らの資本提供者としての意思決定にとって主として必要となるのは、当該子会社の将来の正味キャッシュフロー創出能力を判断するのに必要な情報、つまり、当該子会社に関する財務情報であると考えられ、グループ報告企業の将来の正味キャッシュフロー創出能力

連結財務諸表をグループ報告企業の観点から表示するということは、子会社の債権者、株主が、親会社の債権者、株主と同様にグループ報告企業の財務諸表の利用者と想定されていることを意味する。しかし、グループ報告企業の財務情報を最も必要としている親会社株主に焦点を合わせず、グループ報告企業の財務情報をあまり必要としない関係者まで想定する利用者に含めた結果、グループ報告企業の財務情報を最も必要とする利用者に提供される情報の量を減少させることになってしまう。焦点を合わせる対象を広げて、すべてのクラスの利用者とするよりも、むしろ、その中の最終的なリスクを負担する親会社株主に焦点を合わせる方が、結果的にそれ以外の財務諸表利用者も含めて、より容易に財務報告の目的を達成することにつながると考える。

1 今回、「財務報告の目的と、財務報告情報の質的特性」に関するEDとあわせて、「報告企業」に関する予備的見解が同時に公表され、コメントが求められている。両者は概念フレームワークに関する、別個のフェーズに属するものではあるが、本コメントの I 「概念フレームワーク改訂作業の進め方に関して」でも述べたように、概念フレームワークの各部分については、相互密接に関連しており、本来、その全体像を踏まえて、コメントを行うべきものと考える。

「報告企業」に関して、連結財務諸表を親会社株主の観点から作成すべきか、グループ報告企業の観点から作成すべきかという問題も、財務報告一般について、所有主観を採るべきか、企業主体観を採るべきかという問題と密接に関連しているため、関連してコメントを行うのが適当と考えられる。したがって、予備的見解に対して提出した関連するコメントを、以下に再述する。

#### (5)企業成果を示す利益情報の重要性

11. ED は、経済的資源やその請求権に関する情報の重要性を強調するが、情報の重要性は先験的に判断できるものではなく、証券市場等における情報利用者の行動を観察することにより明らかになるものである。企業成果を示す利益情報の有用性は経験的事実に裏付けられたものであり、概念フレームワークも、その経験的事実を踏まえるべきである。

ED の 0B16 および 0B17 は、経済的資源や経済的資源に対する請求権に関するストック情報が資本 (資金) 提供者にとって有用だと述べている。これに続き 0B18 では、それらの変動に関するフローの情報も資本 (資金) 提供者にとって有用だと述べている。さらに 0B19では、フロー情報の中でも財務業績の結果として生じたものが何よりも重要であり、とりわけ発生主義によってとらえた利益の情報が重要だと述べている。我々はこれらの情報が、ED で想定されている財務情報の利用者にとって有用であり得るという点には同意する。

他方で、我々は、(a)投資家などの意思決定に有用であることが経験的に確かめられてきた情報と、(b)いまだ事実の裏づけは得られていないものの、潜在的に有用であり得る情報との区分を試みていない点で ED に同意しない。

ED は BC1.36 において、発生主義によってとらえた財務業績の情報が、投資家による将来キャッシュフローの予測などに資することを認めながら、このような情報だけに焦点を絞るのは適切ではないと記している。そのうえで、BC1.37 は、経済的資源や経済的資源に対する請求権の情報は、その変動に関する情報と等しく重要だと結論づけている。実際、ED の 0B16 や 0B17 では、経済的資源や経済的資源に関する請求権の情報がどのような形で資本提供者の意思決定に役立ちうるのかについて、経済的資源の変動に関わるフローの情報が果たしてきた役立ち (0B18 を参照) と同様、具体的に記述している。

財務情報の利用者を投資家に限定せず、広く資本提供者一般に拡大する ED の立場を尊重 したとき、投資家をはじめとする財務情報の利用者が伝統的に重視してきたフロー情報に 加えて、何らかのストック情報が新たに重視される可能性を有している点は否定できない。 しかし、財務情報の利用者が利益情報を重視してきたことについては経験的な証拠が存在 するのに対し、その他の情報の有用性については、いまだ推察の域を出ていない。

にもかかわらず、経済的資源や経済的資源に対する請求権の情報はその変動に関する情報と等しく重要だと予断をもって結論づけてしまうことは、利益情報が伝統的に有用なものとみなされてきた経験的事実を軽視することを意味する。そのようなスタンスから改訂された概念フレームワークが有効に機能するとは思えない。

以上から、我々は、ED が、(1)その有用性が経験的事実に裏づけられた利益情報を重視するとともに、(2)その有用性が経験的な事実に裏づけられていないストック情報については、利害関係者の具体的な利用形態に踏み込んだ記述を避けるように提案する。どのような情報を利害関係者が重視するのかは、証券市場などにおける情報利用者の行動を観察することによってしか明らかにできないと考えられるからである。

# 12. 純利益や利得・損失を当期の経済的資源やそれに対する請求権の変動に結びつけて 説明するのは誤りである。

BC1.37 冒頭で、ED は、経済的資源(およびそれに対する請求権)の一会計期間における変動差額でとらえた財務業績の例として、包括利益と純利益、利得および損失などを並列させている。たしかに包括利益を経済的資源(およびそれに対する請求権)の変動差額に関連づけられるのは事実だが、純利益や利得および損失を経済的資源の変動差額に結びつけることはできない。純利益は経済的資源の変動額のうち、別の規準(日本の概念フレームワークにおいては「投資リスクからの解放」)を満たしたものと理解されている。

したがって我々は、BC1.37冒頭の記述の削除または大幅な修正を要求する。

### Ⅲ 「財務報告情報の質的特性」に関して

- (1) 信頼性を表現の忠実性に置き換えることには反対であり、また検証可能性を基本的特質に残すべきである
- 13. 下位概念が変更されているにも拘らず、提案されているフレームワークにおける「表現の忠実性」が、現行フレームワークの「信頼性」の内容の変更を意味するものではないというのは論理的に無理がある。

ED では信頼性を表現の忠実性に置き換えることが提案されている。その理由は、現行のフレームワークで用いられている信頼性という用語は、種々の異なる意味で受け取られており、むしろ誤解を生じさせる原因になっていることである(BC.211-216)。したがって、信頼性という用語を表現の忠実性に置き換えることは、具体的な内容の変更を意味するものではなく、むしろ信頼性の本来の意味を伝えるものであるとされている。

しかし、この説明には論理的な無理があると考える。その理由は、信頼性を支えている下位概念が、現行のフレームワークと ED (表現の忠実性の下位概念)とでは異なっていることである。すなわち、FASB の信頼性の下位概念は表現の忠実性、検証可能性、中立性からなる(SFAC 2, par. 62)。また、IASB FW の信頼性の下位概念は表現の忠実性、実質優先主義、中立性からなるが(SFAC 2, pars. 33-36)、明示的ではないけれども検証可能性も含意されている(BC. 2. 27)。これにたいして、ED では表現の忠実性の下位概念として完全性、中立性、重大な誤謬がないことが挙げられている(QC7)。

信頼性の下位概念に明示的あるいは暗示的に含まれていた検証可能性が外され、新たに完全性が追加された。それにも拘わらず、単に用語の置き換えという説明には論理的に無理がある。我々は信頼性を表現の忠実性に置き換えるべきではなく、また、検証可能性を信頼性の下位概念に残すべきであると考える。その理由は、つぎの通りである。

# 14. 検証可能性を基本的特性としておくことの必要性と、基本的特性から外すことの弊害

これまで検証可能性は、信頼性を支える下位概念として、測定値である会計数値のバラッキ (ノイズ) や偏り (バイアス) をできる限り小さくする機能を果たしてきた。これは投資家の会計数値に対する信頼を確保することに役立ってきた。仮に、検証可能性を基本的特質からはずし、補強的特質に格下げすることになれば、現行と比べて会計数値のバラッキや偏りは拡大することになる。これは投資家の会計数値に対する信頼を低下させることになり、会計情報の意思決定有用性を減少させることになる。

また、表現の忠実性の下位概念には中立性、重大な誤謬がないことが挙げられているが、 中立であること、重大な誤謬がないことを確認するためには、それらの判定基準となる検 証可能性が必要である。

以下、本コメントのⅢ.(2)「レリバンスと信頼性/表現の忠実性の関係について」でも 指摘しているが、何がレリバントな情報であるかを先験的に決めることはできないし、レ リバントとされた情報の測定値を表現の忠実性の観点から一義的に決めることも難しい。 このような状況にある限り、検証可能性を基本的特質に残しておくことが、投資家の会計 情報に対する信頼を確保することになる。

## (2) レリバンスと信頼性/表現の忠実性の関係について $^2$

## 15. レリバンスと表現の忠実性を分離しそれらを順次別々に適用するというED記載の適用 方法は不可能である。

ED (QC12、QC13及び、BC2.56) は、ある情報が意思決定に有用であるかをテストするために、当該情報がレリバンスを有するかをテスト (レリバンス・テスト) し、レリバンス・テストをパスした場合に、経済現象の忠実な表現であるかどうかのテスト (表現の忠実性テスト) を行うことを明記している。

しかし、上記の2つのテストを順番に実施するというアイデアには問題がある。学界の研究では、レリバンスと信頼性を個々にテストすることが不可能であるという点は、ほとんど異議のないところである。例えば、Barth et al. (2001, p. 80) には、次のような記述がある<sup>3</sup>。

学界の文献に定義されているValue relevanceは、FASBの判断基準を示していない。むしろ、Value relevanceテストが、FASBの示しているレリバンスと信頼性の判断基準を実施するアプローチの1つである。Value relevanceは、これらの判断基準の実証的な利用可能な方法である。なぜなら、金額が投資家の企業の評価に関係する情報に反映され、株価に反映されるほどの信頼性をもって測定されている場合にのみ、会計上の金額はValue relevantである、言い換えれば、株価と重要な関係を持つと考えられるのである。

この考え方については、Schipper and Vincent (2003, p. 103)の次のような指摘がある<sup>4</sup>。

レリバンス、信頼性及び比較可能性という用語で定義されている財務報告の性質は、これらの3つの要素を個別に検証しようとする場合、実証的な問題がある。これらの構成概念は、互いに排他的なものでも、必然的に両立できるものでもなく、そして、一般的に個別に測定できないものである。

EDは、この問題について、「表現の忠実性は経験的に測定が可能か?」のセクション(BC2.

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 本セクションのみは、信頼性と表現の忠実性の概念は、同義に用いられている。

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> Barth, M. E.; Beaver, W. H. & Landsman, W. R. "The Relevance of the Value-Relevance Literature for Financial Accounting Standard Setting: Another View" *Journal of Accounting and Economics*, 2001: September, Vol. 31 (1-3), 77-104.

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> Schipper, K. & Vincent, L., "Earnings Quality" *Accounting Horizons*, 2003: Supplement, Vol. 17, 97-110.

22-BC2.24)の中で不十分な認識をしている。BC2.23では次のように結論付けられている。

しかし、こうした研究は一般的に、忠実な表現についてレリバンスから切り離して実証的に測定する有用な方法を提示していない。

EDは、全く同様のことが、信頼性から切り離してレリバンスを実証的に測定しようとする場合にも当てはまることを見落としている。

上記の見方により、我々は両ボードに対し、最終的な公表にあたって次の事項を明記することを求める。

- 1) 両ボードが、レリバンス・テストと表現の忠実性テストが順番に実施できると考えている理由
- 2) EDに記述されている提案された形で実証的な測定方法を利用することができない以上、この測定方法に代わって、会計基準の設定に際し、今後、どのようなテストが利用されるのか。
- 16. レリバンスと信頼性/表現の忠実性の関係については、従来どおりトレード・オフを認める相互依存関係を維持することで、より多くの有用な会計情報を提供することができ、また検証可能性を基本的特性として維持することが可能となる。

ED ではまずレリバンスにより財務報告で描写すべき経済現象を識別し、つぎにそれを忠実に表現することが意思決定に有用な情報を提供することになるとされている(QC12,13)。したがって、レリバンスと表現の忠実性の両特質を同時に満たした情報のみが提供されることになる。しかし、現実には常に両方の特性をともに十全に満たす情報が必ず存在するとは限らず、提案されている枠組みでは、そのような場合に、情報提供そのものが妨げられる可能性がある。

現行のフレームワークの下では、レリバンスと信頼性との間には、トレード・オフの関係が認められ、両特性は相互補完的な関係でとらえられてきた。すなわち、両方の特性をともに十全に満たすことができるような情報が存在せず、例えば、レリバンスの面では劣っていても、それを補うに足る十分な信頼性があり、総合的にみて会計情報の有用性を確保できる場合や、逆に、信頼性の面では劣っていても、レリバンスが高いために、総合的にみて会計情報の有用性が十分確保できる場合には、会計情報の提供が行われ得る仕組みとなっていた。

このような仕組みの下では、たとえ両方の特性をともに十全に満たす情報が存在しない場合においても、なお、両特性の組み合わせで有用な会計情報を提供し得るような会計基準の設定が可能になり、今回の提案の枠組みの下で提供されるよりも、より多くの有用な会計情報の提供が可能になるものと考える。

レリバンスと表現の忠実性とを常に、ともに満たすことを求める今回の改訂案の仕組みに変更した結果、現状報告されている、必ずしも検証可能性を十全に満たすとは言い難い経営者の裁量(意見や意図)を反映した会計情報が提供できなくなるという問題が、表現の忠実性の下位概念から検証可能性を除外せざるを得なかった理由であると推察する。しかし、両特性の関係について、現行フレームワークにおける相互補完的な関係を維持すれば、レリバントな情報である限り、必ずしも検証可能性を十全に満たさなくても提供できることになる(SFAC 2, par. 42, IASB, par. 45)。

### (3) 質的特性と測定属性の関係について

17. 認識基準・測定基準等は、レリバンスと信頼性/表現の忠実性を総合した会計情報 の有用性の観点から決められるのであって、個々の質的特性や、その単なる組み合わせ が、特定の認識基準や、測定基準の選択に結びつくわけではない。

ED の BC2. 22 から BC2. 24 (「表現の忠実性」に関する経験的な測定は可能か?)では、表現の忠実性を定量的にとらえることの困難が指摘されている。また ED の QC13 では、利益情報の利用主体が行う意思決定に関連するとみなされた経済現象について、どのような描写が最善かを「表現の忠実性」の観点から決める必要性が指摘されている。

このうち前者の記述は、ある経済現象を会計数値に変換(写像)する際、「忠実な描写」 に資する評価基準が資産や負債について複数存在することを示唆している。後者の記述も また、複数の評価基準が経済現象の忠実な描写に資することを暗黙の前提としている。

とすれば、ED は、本文中で明記されていないものの、ある経済現象の「忠実な表現」に役立つ「最善の評価基準」が、すべてのケースにおいて一意的に決まるわけではない、というスタンスに依拠していると考えられる。つまり会計数値に変換すべき特定の事象について、「忠実な表現」という観点から「正しい」評価基準が一意的に定まる保証はない、というスタンスに依拠していると考えられる。

この議論を敷衍するなら、すべての経済事象について、単一の評価基準の採用が常に最善だということは保証されないはずである。採択すべき評価基準は、最終的には、その評価基準にもとづく会計情報の有用性で決まるものであって、ある経済事象をレリバントと判断した理由に応じて「忠実な表現」に資する評価基準は違ってくる。つまり、レリバンスと切り離して表現の忠実性だけを問うことはできないはずである。

このようなスタンスに我々も同意する。すなわち「会計情報に求められる個々の質的特性や、その単なる組み合わせだけから、会計情報をどのように認識し、どのように測定するのかを一意的に決めることはできない」、というスタンスに我々は同意する。

ところが ED は QC4 において、機械設備の定額法にもとづく減価償却費は予測可能な金額だが、報告主体が将来キャッシュフローを生み出す能力の予測には役立たないかもしれない、として、予測価値に乏しい会計情報の具体例として採り上げている。取得原価にもとづく利益情報が予測価値を欠く可能性を示唆しているこの記述は、個々の質的特性や、その単なる組み合わせが、特定の認識基準や測定基準の選択を含意するわけではない、という、先に述べた我々の理解と必ずしも首尾一貫しない。我々は、この記述が、むしろ「会

計情報に関する特定の質的特性を重視すること」が会計上の認識や測定を一意的に導くというスタンスと結びついてしまうことを懸念している。

また、IASBでの進行中の議論においても、このEDが示唆する上記のスタンスと整合的でない議論がみられる。たとえば、両ボードが最近検討した測定属性に関する検討の方法論に関する議論でも、測定属性の候補を、レリバンス、表現の忠実性その他、個々の質的特性の観点から点数をつけ、その合計点で測定属性の「ランク付け」を行うという提案がなされている(2007年11月13日のアジェンダ・ペーパー3Cに示されている。)。このような提案は、EDから導かれる上記のスタンスに矛盾する。

以上のような誤解を避けるため、次の点を提案したい。

個々の質的特性や、その単なる組み合わせが、特定の認識基準や測定基準を含意する、 という誤解を避けるためには、会計情報に求められる個々の質的特性や、その単なる組み 合わせと、認識基準や測定基準との間に直接的な結びつきがない旨を本文中に明記すべき である。

また、これと矛盾する減価償却費に関する QC4 の記述は削除すべきである。

このような懸念が生じるのは、そもそも、IASBが概念フレームワークを一括して採択することなく、フェーズ毎の採択を目指しているためと考えられる(本コメントI「概念フレームワークの改訂作業の進め方に関して」を参照)。概念フレームワークの全体像が著しく不確実な状況においては、フェーズ毎の採択を行うべきではない旨、ここで改めて強調しておきたい。